

会 議 録					
行田市教育委員会 令和3年第14回 12月定例会					
招集年月日	令和3年12月24日(金)		開会場所	行田市産業文化会館 2A会議室	
開閉の時刻 及び宣言者	開会	12月24日(金)	午後 2時00分	教育長 齋藤 操	
	閉会	12月24日(金)	午後 2時55分	教育長 齋藤 操	
教育長	齋藤 操	教育長職務代理者	鹿山 高彦	仮議長	
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名	摘 要			
1	齋藤 操				
2	鹿山 高彦				
3	飯塚 千十世				
4	大澤 恵子				
5	大竹 洋平				
議 事 参 与 者			書 記		
学校教育部長	吉田 悦生	書記長	長島 浩司		
学校教育部次長		書記次長	上野恵美子		
兼学校教育課長	安藤 秀一	書記	久積 史明		
教育総務課長	長島 浩司				
学校給食センター所長	小林 誠				
生涯学習スポーツ課長	野口 啓司				
文化財保護課長	中島 洋一				
中央公民館館長	新井 大				
図書館長					
兼視聴覚ライブラリー館長	柿沼 誠				
郷土博物館長	鈴木紀三雄				
教育研修センター所長	田口 範幸				
学校教育課主幹	佐藤 克己				
教育研修センター副所長	岡島 亮				

会議事件名		顛	末
会 議 の 進 行 状 況		<p>市民憲章唱和（省略）</p> <p>教育長 本日の会議日程は議案10件である。日程第4は個人情報を含む案件のため非公開、他は公開としてよろしいか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長 日程に先立ち、11月定例会の会議録について事務局に報告を求める</p> <p>書記次長 11月定例会、会議録報告</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p>	
	<p>議案第78号 行田市教育委員会の組織改正について</p>	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 本案は、学校教育及び生涯学習の施策を横断的に推進するため、教育委員会事務局の内部組織について見直しを行おうとするものである。</p> <p>概要については、学校教育部と生涯学習部の施策を横断的に推進するため、教育部に統合する。</p> <p>課所館については、学校教育課を教育指導課に、教育研修センターを教育支援センターにそれぞれ改称するとともに、教育総務課を含めて、所掌事務の再編成を行う。</p> <p>教育総務課では、財務や施設など、教育政策全般を所掌するよう事務を集約する。教育指導課では、教育に関する指導の研修を中心に所掌し、児童生徒の学力向上などの取組みを強化する。教育支援センターでは、就学に関する相談機能と就学支援</p>	

		<p>の連携を強化する。          なお、適用期日は、令和4年4月1日を予定している。</p> <p>教育長          何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員          現在の組織編成において、不都合な点はあったのか。</p> <p>教育総務課長          命令系統を1つにし、横断的に事業を推進するものである。</p> <p>鹿山委員          学校教育課の学校という言葉を外し、教育指導課とする意図は何か。</p> <p>教育総務課長          指導と研修を中心にするということで、その指導の部分を組織の名称に掲げ、わかりやすくするためにこのような形にした。</p> <p>飯塚委員          1部になることで改善される点は何か。</p> <p>教育総務課長          例えば、生涯学習部の事業の学校で実施する放課後子ども教室については、一つの部となることにより系統的に実施することができる。          また職員間の応援体制についても、より密接に行うことができるというようなことがメリットになると思う。</p> <p>飯塚委員          過去に1部、2部になった経緯があるが、そのときの考えはどのようなか。</p> <p>学校教育部長          平成11年ぐらいに2部だった組織をスリム化した経緯がある。その後、平成16、17年頃、少人数学級や英語特区を取り</p>
--	--	--

	<p>議案第79号 行田市就学援助費支給要綱の一部改正について</p> <p>議案第80号 行田市小中学校修学旅行費支給条例施行規則の一部を改正する規則について</p>	<p>入れるにあたり、一つの部を学校教育部と生涯学習部に分けたという経緯があったと思う。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長</p> <p>これら2議案は、新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、令和2年7月、内閣府において、地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しを取りまとめられ、地方公共団体に対して積極的に取り組むよう技術的助言があったことから、市民の負担軽減および行政手続きの簡素合理化の観点から、押印等を求める手続きを見直すため、必要な改正を行おうとするものである。</p> <p>改正内容については、行政手続における申請書等への押印手続きを不要とするため、当該様式を改めるとともに、用語の整備を行うものである。</p> <p>またあわせて、議案第79号については、行田市小中学校修学旅行費支給条例における規定との整合を図るものである。</p> <p>次に附則の施行期日については、公布の日とするものである。</p> <p>また、経過措置として、現に提出された改正前の様式に使用されている書類は、改正後の様式によるとみなすとともに、施行の際現にある改正前の様式により調製した用紙は、当分の間、所要の修正を加えて使用することができるとするものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 改正後の第4条第3項「行田市小中学校修学旅行費支給条例第5条の規定による支給を受ける者は、前項の経費のうち修学旅行費を支給しない。」は重複して支給をしないということであろうが、学校給食費やモバイルWi-Fiの費用等に変更はあるのか。</p> <p>教育総務課長</p>
--	--	--

	<p>議案第 8 2 号 行田市立学校給食センター 運営委員会委員の委嘱につ いて</p>	<p>指摘のとおり、重複する規定を削除するものであるが、他の費用の変更はない。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>学校給食センター所長</p> <p>本案は、行田市立学校給食センター運営委員会の委員委嘱について教育委員選出の 1 名の委員が、教育委員の任期満了となり、行田市立学校給食センター運営委員会規則の選出区分に基づき、新たに推薦いただいたことから、提案するものである。</p> <p>本運営委員会は、運営委員会規則において、学校給食の年間事業計画に関すること等を審議いただくもので、委員 10 名で組織されるものである。</p> <p>任期は、令和 3 年 1 2 月 2 4 日から令和 4 年 7 月 3 1 日である。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 運営委員会は具体的にどのようなことが審議されているのか。またコロナ禍においてどのように開催されたのか。</p> <p>学校給食センター所長 学校給食の年間回数、給食費の改定等の審議を行っている。 昨年度の委員会開催については、他の会議の開催状況や委員の職業等、総合的に考慮し、書面表決とした。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>図書館長 議案第 8 3 号ないし 8 5 号については関連があるので、一括して説明させていただく。</p>
	<p>議案第 8 3 号 行田市立図書館管理規則の 一部を改正する規則につい て 議案第 8 4 号</p>	

<p>行田市立図書館郵送貸出しサービス実施要綱の一部改正について 議案第85号 行田市立図書館電子書籍の利用に関する要綱の制定について</p>	<p>議案第83号は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた新たな生活様式に適応した非来館型の図書館サービスを提供し、市民の読書環境の改善を図るとともに、来館困難者や視覚障害者などの利便性を向上させることを目的とした電子書籍の貸し出しサービスを来年1月5日から開始する上で必要となる電子書籍に関する規定を新たに設けるため、行田市立図書館管理規則の一部を改正するとともに、用語の整備を行うものである。</p> <p>施行期日については、令和4年1月4日である。</p> <p>議案第84号は、議案第83号の規則改正に伴い、規則の条項にずれが生じたことから、引用している行田市立図書館郵送貸出しサービス実施要綱の一部を改正するとともに、用語の整備を行うものである。</p> <p>施行期日については、令和4年1月4日である。</p> <p>議案第85号は、議案第83号の規則改正において、新たに電子書籍の利用について必要な事項を別に定める規定を設けたことから、新たに行田市立図書館電子書籍の利用に関する要綱を定めるものである。</p> <p>施行期日については、令和4年1月4日である。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 議案第83号において、複写サービス申請書という様式があるが、電子書籍も複写できるのか。</p> <p>図書館長 電子書籍の複写はできない。</p> <p>鹿山委員 議案第84号において、行田市立図書館郵送貸出しサービス利用登録について、介護保険制度における申請理由に要支援がない。要介護から懸命なりハビリにより、要支援になった場合サービスが利用できなくなる。要支援の方の読書環境も支援してあげることが知的活動の支援となり、介護予防にもつながるのではないかと思う。</p>
---	--

		<p>図書館長 今後、検討していく。</p> <p>飯塚委員 来館、郵送、電子書籍を同時に利用することも可能か。</p> <p>図書館長 可能である。</p> <p>大澤委員 電子書籍の利用期間が2週間以内とあるが、期間が過ぎたらどうなるのか。</p> <p>図書館長 電子書籍に関しては、2週間経過すると自動で返却されることになる。</p> <p>鹿山委員 2週間を経過する前に返却することは可能か。</p> <p>図書館長 返却可能である。</p> <p>鹿山委員 電子書籍の要望はできるのか。</p> <p>図書館長 電子書籍の要望を受け付ける予定はないが、紙の書籍のリクエストは受け付けている。すべて用意できる訳ではないため、埼玉県図書館と連携し、取り寄せることでリクエストに応えることも行っている。</p> <p>大竹委員 郵送について、具体的な説明をお願いします。</p> <p>図書館長 郵送貸出しサービスについては、基本的にはゆうパックによ</p>
--	--	--

	<p>議案第 86 号 市指定文化財の指定に関する諮問について</p>	<p>り、利用者の着払いを考えている。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>文化財保護課長</p> <p>本案は、行田市文化財保護条例第 6 条第 1 項において、「教育委員会は、市の区域内に存する重要な文化財のうち、有形文化財については市指定有形文化財に指定することができる。」とあり、この規定に従い議案を上程するものである。</p> <p>対象は、有形文化財の建造物が 3 件 3 棟、書跡が 1 件 1 組、彫刻が 1 件 1 点、工芸品が 1 件 1 点、歴史資料が 2 件 2 点、考古資料が 1 件 4 点ほかである。</p> <p>これらはいずれも小見の真観寺所蔵の文化財である。真観寺からは数年前より寺所蔵の財物の文化財指定について打診を受けており、本年 12 月 7 日付文書で、宗教法人真観寺代表役員より、市文化財保護審議会に、これらの真観寺の財物が行田市文化財保護行政の保護に資するか否か判断いただきたいとの要望があったものである。</p> <p>これら 9 件 12 点ほかの文化財について、市指定文化財にふさわしいものであるか、文化財保護審議会に諮問してよいかお諮りするものである。</p> <p>なお、文化財保護審議会委員の任期の関係から、答申の期限を 4 月末日として諮問したいと考えている。</p> <p>教育長</p> <p>何か意見等はあるか。</p> <p>飯塚委員</p> <p>真観寺にある県指定有形文化財聖観音像は 12 年に一度、丑年に公開されると聞いているが、それは今年だったのか。</p> <p>文化財保護課長</p> <p>県指定有形文化財の 12 年に一度は檀家さんへの公開であり、一般公開は 60 年に一度となっている。12 年前に一般公開されたようである。</p>
--	---	---

	<p>議案第87号 市指定文化財「厨子」の現状 変更の許可に関する諮問に ついて</p>	<p>飯塚委員 それ程の文化財のあるお寺である。ぜひ調査し検討をお願い する。</p> <p>鹿山委員 これらの中で修復が必要なものはあるのか。</p> <p>文化財保護課長 即修復が必要という話は聞いていない。3棟の建物について は、寄付を募って少しずつ修理をされている。仁王門について は近年修理が終わったようである。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>文化財保護課長 本年12月8日付文書で、長光寺代表役員より、行田市文化 財保護条例第14条、同条例施行規則第15条に基づいて、市 指定文化財「厨子」の修復に関わる「市指文化財現状変更許可申 請書」が市教育委員会に提出された。 この市指定文化財「厨子」は、現在、長光寺が管理する須加の 如来堂境内にある阿弥陀堂の中に安置されている。しかしなが ら利根川堤防の拡幅工事のために、阿弥陀堂と堂内の文化財を 長光寺境内に移転することになり、その際に「厨子」の修理・復 原を行いたいとのことである。 今回の修理・復原、移転は、市指定文化財の現状を変更する行 為となるため、教育委員会に許可申請書が提出されたものであ る。これを受けて教育委員会では、行田市文化財保護条例第1 4条第1項及び第2項の規定により、現状変更を許可するか否 か、現状変更に関して何らかの指示をする必要があるか、審議 する必要がある。 そうしたことから、文化財保護審議会にそのことについて諮 問してよいか、お諮りするものである。 なお、文化財の移転の期限がせまっていることから、答申の 期限を4月末日として諮問したいと考えている。</p>
--	--	---

	<p>議案第81号 令和3年度障害のある児童生徒の就学に関する諮問について</p>	<p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 利根川の堤防の拡幅工事は国の工事であり、それに伴う移転となる。移転の費用は国にもってもらおうことでよいか。</p> <p>文化財保護課長 移転に関しての費用については国から補償されると聞いている。</p> <p>鹿山委員 修復に関する費用に関してはどうか。</p> <p>文化財保護課長 修復については、当初お寺で独自にと考えられていたが、市の補助制度により補助が出るなら補助を受けたいとも言っていた。ただ、予算措置がない状況であり、どういう対応ができるか現在検討しているところである。</p> <p>大澤委員 予算面の心配もあるが、文化財は行田の大切な財産であり、保存に努めてほしい。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長 これより非公開とする。</p> <p>(非公開)</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長 以上で本日の定例会を閉会とする。</p>
--	---	---

そ の 他 特 に 重 要 と 認 め る 事 項

- 1 次回定例会開催予定日 令和4年1月18日(火) 午後2時00分  
行田市教育委員会 2A会議室

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教育長

委 員

委 員